

被災者支援システム導入業務に係る提案募集要項

1 業務の名称

被災者支援システムの導入業務

2 業務の目的及び募集趣旨

本市では、り災証明書の発行や被災者台帳の作成等の機能を備えた被災者支援システムを導入しているが、機器更新の時期を迎えている。

そこで、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえ、国の標準仕様に準拠した住民基本台帳システムと連携するとともに、モバイル端末を利用した建物被害認定調査にも対応可能な新たなシステムを導入するため、受託候補者を募集することとする。

3 委託業務の内容

別紙1「被災者支援システム導入業務プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりにする。

4 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年12月31日まで

5 委託金額の上限

金5,403,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

本事業にかかる全ての費用（ただし、保守費用を除く。）を含めること。

6 プロポーザルの参加資格

本業務に応募する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録されている者であること。
なお、指名競争入札有資格者名簿に登録されていない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有するものである場合は、指名競争入札参加有資格者とみなす。
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱規定に基づく、競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者若しくは破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条若しくは第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) ISMS (ISO27001) 又はプライバシーマークの認証を受けていること。

7 審査方法及び応募手続等

(1) 審査方法

被災者支援システム導入業務選定委員会が、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを、別紙3「提案内容評価要領」に基づき、審査する。ただし、4者以上の提案者があった場合は、企画提案書等の提出書類のみを用いてプレゼンテーション対象となる提案者3者（上位3者）の選考を行い、その3者に対し、プレゼンテーション審査を行う。

書類選考の結果、プレゼンテーション対象とならなかった提案者に対しては、電子メール又は書面により通知する。

審査の結果、評価点が90点に満たない場合には受託候補者として選定しない。

なお、1者のみの応募であった場合も評価点が90点以上であれば、受託候補者として選定する。

(2) 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次のとおり、参加表明書、企画提案書等を持参又は郵送により、提出すること。（提出先は、後記「11 問合せ及び提出先」のとおり）

ア 関連書類の交付

プロポーザルに関する書類を、次のとおり交付する。

(ア) 交付期間：令和7年8月1日（金）から同年8月20日（水）まで

(イ) 交付場所：京都市情報館よりダウンロードすること。

「京都市情報館」入札・公募型プロポーザル情報 行財政局のホームページ
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-2-0-0-0-0-0-0-0.html>

(ウ) 交付書類

- a 新たな被災者支援システムの導入業務に係る提案募集要項（本書）
- b プロポーザル仕様書（別紙1）
- c 企画提案書作成要領（別紙2）
- d 提案内容評価要領（別紙3）
- e 提案内容評価表（別紙4）

※ 各種様式についても京都市のホームページからダウンロードできます。

イ 参加表明書等の提出

次の書類を期限までに提出すること。

(ア) 提出書類

- a 参加表明書（様式1）
- b 会社概要（様式2）
- c 参加資格証明書類
 - ・ 指名競争入札有資格者名簿に登載されていない者にあつては、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有することを証する書類
 - ・ 「6 プロポーザルの参加資格」(7)による認証を受けていることを証する書類（写し）

(イ) 提出部数

1部

(ウ) 提出期限

令和7年8月20日（水）午後5時必着

ウ 企画提案書等の提出

別紙2「企画提案書作成要領」に基づき、次の書類を提出すること。

(ア) 提出書類

- a 企画提案書
- b 業務実施体制及び業務実績報告書（様式3）
- c 見積書（税込）（各業者様式使用可）
- d システム機能一覧表（別紙1「プロポーザル仕様書」別紙）
- e その他、「提案内容評価要領（別紙3）」に定める各評価項目に該当することがわかる資料

(イ) 提出部数

別紙2「企画提案書作成要領」のとおり

(ウ) 提出期限

令和7年8月29日（金）午後5時必着

エ その他

この公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(ア) 失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項のいずれかに該当するものは、失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知する。

- a 提出期限、提出先又は提出方法に適合しないもの
- b 指定する様式又は記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- c 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- d 虚偽の内容が記載されているもの
- e 見積書による見積金額が委託金額の上限を超えているもの

(イ) 制約事項

- a 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- b 提出された書類は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- c 提出された書類は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- d 提出された書類は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
ただし、本市から要求した場合は、この限りではない。
- e 提出された書類は全て返却しない。

(3) 審査内容

審査については、書類審査及びプレゼンテーション審査の合計点で行う。

ア 書類審査

企画提案書を別紙3「提案内容評価要領」に基づき、各項目を採点する。

別紙2「企画提案書作成要領」に基づいた企画提案書を採点するため、作成要領を満たさない提案書については、失格とする。

イ プレゼンテーション審査

(ア) プレゼンテーション等時間

プレゼンテーション20分間以内、質疑応答分10分間とする。

プレゼンテーション時間が短い場合、超過した場合は減点しない。

ただし、20分を超えた場合は途中でプレゼンテーションを終了し、質疑応答に移行する場合がある。その場合、その時点までの内容で審査する。

(イ) プレゼンテーション内容

パワーポイントを使用したプレゼンテーションとする。

その内容は、企画提案書に基づいた構成とするが、企画提案書の読み上げに終始することなく、企画提案書の詳細等、システム活用の例示等、プレゼンテーションならではの内容とすること。

(ウ) 準備機器

a 本市準備物

HDMI出力対応（映像・音声）のモニタ（HDMIケーブル含む）

b 提案者準備物

操作するPC

パワーポイント印刷物6部（審査員4名+担当者2名）

使用するパワーポイントの画像をA4サイズに2画面裏表でカラー印刷・編冊すること。

(エ) プレゼンテーションの取扱い

企画提案書に記載されていなくとも質疑応答で回答した内容は、提案内容とみなす。

ウ プレゼンテーション日時

令和7年9月3日（水）午後（時間は別途連絡する）

場所については、京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市危機管理センターとする。

日程変更する場合は、1週間前までに参加表明書の提出のあった提案者に連絡する。

ただし、台風等の気象警報発令等により京都市災害対策本部が設置された場合は、急遽延期する場合がある。

状況によっては、当日延期決定もありうる。その際は、連絡担当者1に電話及びメールで連絡する。延期日等は後日伝達（当日延期の場合は提案者と協議し決定）する。

8 本件に対する質問期限及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に対して質問のできる者は、前記「7 審査方法及び応募手続等」の参加表明書を提出した者とする。

質問に対する本市からの返答内容により辞退することは可とする。辞退は本市職員への口頭（電話可）・文書により連絡し、本市職員がメールもしくは文書により回答した時点とする。

(2) 質問提出期限

令和7年8月20日（水）午後5時必着

※ 質問期限後の質問は、一切受け付けない。ただし、本市から要求した場合は、この限りではない。

(3) 質問提出方法

京都市行財政局防災危機管理室(担当:白尾・菅野)に電子メール(bosai@city.kyoto.lg.jp)又は FAX (075-212-6790) で問い合わせることとし(様式は任意とする。)、送信後、電話(075-222-3210)にて質問を本市が受領したか確認すること。

また、面談又は電話での質問は一切受け付けないが、本市から質問する場合は、この限りではない。

(4) 回答日及び回答方法

原則、質問收受日の翌日から起算して3開庁日以内にホームページに掲載して回答する。

9 受託候補者の選定に関する審査基準

別紙3「提案内容評価要領」及び別紙4「提案内容評価表」のとおりとする。

10 受託者の決定

(1) 受託候補者の決定

被災者支援システム導入業務選定委員会が、企画提案書等の内容について審査を行い、全ての提案者の順位を決定し、最も優れていた者を受託候補者(第一交渉権者)に選定する。

(2) 審査結果の通知

ア 審査結果については、書面をもって通知する。

イ 通知内容に疑義のある提案者が説明を求める場合は、審査結果通知書送付日から1週間後の午後5時までに書面で、京都市行財政局防災危機管理室まで提出すること。

提出は持参によるものとし、郵便及び電送(電子メール、FAX等)によるものは認めない。

提出のあったものについては、受領日を除く3開庁日以内に、書面をもって回答する。

(3) 受託者の決定

受託候補者は、企画提案書を基に本市職員と協議により、契約用仕様書を作成し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結する(受託候補者決定通知送付日から概ね2週間以内とする。)

なお、受託候補者(第一交渉権者)と協議し、合意しなかった場合は、次順位の交渉権者を新たな受託候補者として協議を行う。

(4) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

11 問合せ先及び提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局防災危機管理室 担当:白尾、菅野

電 話 : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 2 1 0

F A X : 0 7 5 - 2 1 2 - 6 7 9 0

メール : bosai@city.kyoto.lg.jp